

国 民 民 主 党
代 表 玉 木 雄 一 郎 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合
中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴党に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化、脱炭素化など環境政策の充実、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。加えて、大規模な地震災害、各地で頻発している風水害、新興感染症対策、そして行政のデジタル化や物価高騰などへの対応も同時に求められています。

こうした中、地方一般財源総額についてはこの間、前年度の水準を下回らないことをおよその目途に確保されてきましたが、多角化の一途をたどる行政需要に対し、従来通りの総額水準で対応し得るのか、大きな不安となっています。

つきましては、市民生活の維持・向上と地域社会の再生に資する2025年度予算編成となるよう、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- (1) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- (2) 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、地方の声がより反映されるよう、地方団体と適宜協議を行い、政策策定機能を強化すること。

2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野における人材確保と待遇改善、少子・高齢化対策、脱炭素化、地域

活性化、行政のデジタル化、地域交通の確保など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。

(◎)

- (2) とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現など、急増する社会保障ニーズへの対応と、その担い手確保のため、関連する予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、これら急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を行うこと。
- (3) 保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については慢性的な人員不足に陥っていることから、引き続き保健所全体の体制強化にむけた財政措置を継続的に行うこと。 (◎)
- (4) 健康危機管理および地域保健施策の推進のために、すべての市区町村に統括保健師を配置すること。また、そのための財政措置を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、その原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げなど抜本的な対応を行うこと。
- (6) 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- (7) 地域DXの推進については、この間、中央主導的に進められてきた傾向が強いことから、国と地方の協議の場なども通じながら、地方公共団体の実情を踏まえた施策とともに、その実現にむけた十分な財政支援を行うこと。とくに自治体情報システムの標準化に際して、運営費も含め、かかり増し費用が発生する場合は国費における負担とすること。また、標準化の移行期限について、より柔軟に対応すること。
- (8) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加においては、自治体において大きな業務負荷また人員不足等を招いていることから、関係省庁と連携し、その財源も含め、より十分な支援を行うこと。
- (9) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すこと。
- (10) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。

3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融所得課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、給付付き税額控除を検討するなど、消費税における逆進性について対策を講じること。
- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、所得税および偏在性の小さい消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げことによる効果の検証を行いながら、今後もより林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、引き続き譲与基準の見直しを検討すること。
- (6) 国の総合経済対策として地方財源を活用した減税政策は行わないこと。

4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、新興感染症の流行や自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、定年延長に伴う一時的な職員数の増加に対応した財源を確保すること。 (◎)
- (2) この間、自治体における技能労務職員の削減を助長しかねない政策がとられてきたものの、自然災害やコロナ禍等への対応を経て、技能労務職員の必要性が再評価されていることから、基準財政需要額の算定にあたっては委託料より給与費を充実するよう改めること。 (◎)
- (3) 会計年度任用職員の処遇改善について、遡及改定も含め常勤職員に準じた給与改定を行うために必要な財源を確保すること。あわせて、勤勉手当の支給も含め、会計年度任用職員のさらなる処遇改善にむけた財源を確保すること。その際、地方公営企業繰出基準においても明確な位置付けをはかるなど、特段の対応を行うこと。 (◎)
- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決

定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

- (5) 地方自治体における障害者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保すること。

5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、引き続き震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、補助金適正化法の改正も視野に入れながら、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。
- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体においても、雇用を取り巻く環境や生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、「ALPS処理水」の海洋放出も含め、放射線への不安が解消されていないこと、このため農業のみならず漁業の復興にも大きな影響が出ているなど、依然多くの課題が山積していることから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、改めて当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講じること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。

6. 社会保障政策の拡充

- (1) 全世代型社会保障の構築にむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能・体制の強化、職員の待遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」に必要な予算の確保をはじめ、国・地方の子ども・子育て政策の強化にむけた財源を確保すること。
- (3) 介護保険制度、障害福祉サービスについて、質の高いサービスの提供体制の確保にむけ、関係省庁と連携し財政支援を行うこと。また、介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講じること。

- (4) 改正生活保護法・生活困窮者自立支援法の施行にむけ、本改正を実効あるものとするため、自治体等の実施体制が十分に整備できるよう財源の確保をはかること。
- (5) 改正児童福祉法による一時保護所入所時の判断における司法審査の実施にむけ、業務量の大幅な増加に見合った児童福祉司を増員するため、その財源について、地方交付税措置の充実をはかること。
- (6) 2024年4月からの医師の働き方改革にあわせて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (7) 医療・介護DXの推進と医療・介護現場における質の向上、業務効率化のため、ICT関連機器やシステム導入に関する補助の財源を確保すること。
- (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、策定された公立病院経営強化プランの実施にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとすること。また、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新興感染症対策や災害対応など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。
- (9) 公立・公的病院が主導的に担っている、不採算医療やべき地医療にかかる地方交付税の充実をはかること。
- (10) 物価高騰による影響に対応するための財政支援を行うこと。また、病院建替えに伴う建築単価を引き上げること。 (◎)
- (11) 2024年度の人事院の大幅な賃上げ勧告を踏まえ、公立病院においても遡及改定を含む処遇改善が確実に実施されるための財政支援を行うこと。 (◎)
- (12) 大規模災害で被災した公立医療機関において、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能を回復・存続させるため、財政的支援を行うこと。 (◎)
- (13) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など）にむけた対策を講じること。
- (14) また、獣医師の確保にむけても、同様に特段の配慮を行うこと。

7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、とりわけ小規模自治体において法の趣旨に基づく運用がされるよう、より積極的な財政措

置を講ずること。

- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
 - (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。
 - (5) 資源循環型社会の実現にむけ、これまで以上に自治体における業務が増大すると同時に、災害時には被災地域における災害ごみの対応や被災地への派遣対応など、自治体の果たす役割が一層求められている現状を踏まえ、環境・廃棄物行政の体制強化にむけて関係する省庁と連携するとともに、必要な予算措置を確保すること。
- (◎)

8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 地域により異なる公共交通の「クロスセクター効果」を十分に勘案し、既存のバスや鉄道などを活用しながら、地域公共交通が確保されるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。このため国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。
- (2) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。
- (3) 普通交付税の個別算定項目において、道路橋りょう費に鉄道関連事項を組み入れるなどし、地域交通政策の拡充をはかること。また、新たな費目として地域交通費を位置付けるよう検討すること。 (◎)
- (4) 都市モノレールは建設後の経年により、機器の更新等を迎えており多額の経費が経営に負担となっているが、モノレールについては補助対象外となっているので、対象とするなど拡充をはかること。

9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金が実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の待遇改善に伴う財源措置を行うこと。
- (2) 自治体において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応が十分に果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以 上